

常勤役員の報酬に関する規程

(総 則)

第1条 財団法人沿岸術研究センター（以下「センター」という。）寄附行為
第20条に規定する常勤役員の報酬に関しては、この規程の定めるところ
による。

(報酬)

第2条 報酬は、俸給とする。

(俸 給)

第3条 俸給は年俸とし、年俸の額は予算の範囲内において、次の各号に掲げ
る額以内で会長が定める。

- (1) 理事長 19,500,000円以下
- (2) 理 事 17,500,000円以下

2. 俸給は、年俸の額を12で除した額を俸給月額として支給する。

3. 常勤役員が月の途中で就任又は退任したときは、日割りにより計算した
額とする。

(端数処理)

第4条 この規程の定めるところにより計算された額に1円未満の端数がある
ときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1. この規程は、平成16年6月1日から施行し、平成16年4月1日から
適用する。

附 則

1. この規程は、平成22年6月1日から施行する。

2. 前項の規定にかかわらず、平成22年5月31日以前については、なお、
従前の例による。

(注)：常勤役員の退職手当は、平成22年5月31日に廃止しました。